

兵庫医科大学 FD・SD に関する基本方針

1. FD・SD の基本方針

本学では、「建学の精神」に基づいて制定された「学校法人兵庫医科大学の求める人材像」、「学校法人兵庫医科大学の人材育成方針」を踏まえ、「兵庫医科大学の目的」「使命」に基づいて制定された「兵庫医科大学が求める教員像」を具現化することを目指し、教職員の能力開発を行う。

そのための具体施策として、兵庫医科大学 FD・SD 推進室が、各学部・研究科等と協力し、本学独自の FD (Faculty Development) 及び SD (Staff Development) を企画立案し、本学教職員の能力開発を推進する。

「兵庫医科大学が求める教員像」

1. 学校法人兵庫医科大学の建学の精神である「社会の福祉への奉仕、人間への深い愛、人間への幅の広い科学的理解」に共感し、その理念を実践できる人材
2. 豊かな人間性と高い倫理観を備え、学生の成長、医学、薬学、看護学、リハビリテーション学並びに関連学問分野の進歩への貢献、病める人が癒されることなど、他者の幸せを自らの喜びとできる人材
3. 教育・研究・診療・社会貢献を4本柱とする医系総合大学の一員として、多職種連携教育に取り組み、自ら設定した高い目標に向かって、自ら考え自ら行動すると共に、常に自己改革と組織の発展のために努力を行う人材
4. 自らの学術領域の専門性を深化させつつ、その専門性を広く活用し、さらに学部・研究科、大学としての教育・研究・診療・社会貢献に熱心に取り組む人材
5. 職位に応じた教育上の能力を有し、かつ研究又は実務上の経歴・業績を有する人材
6. 地域社会及び国際社会に対する大学と自らの役割を認識し、教育研究成果を地域及び社会に還元し、地域連携・社会貢献に責務を果たせる人材

2. FD・SD の目的と定義

- (1) 教員を対象に本学の教育プログラムの改善、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に加えて、広く教育の改善、研究力の向上等に関わる能力開発を含めた組織的な取組を「(FD)」と称する。

- (2) 大学教職員を対象に、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修及びその他必要な取組を「(SD)」と称する。

3. FD・SD の実施方針

- (1) FD については、全学及び各学部・各研究科における内部質保証を適切に推進するため、組織的・体系的に計画し、実施する。
なお、各学部・各研究科における FD の計画・実施にあたっては、FD・SD 推進室と連携し、各学部・研究科等が主体的に取り組むものとする。
- (2) SD については、教職員の職務に必要な能力・資質の向上を図るため、FD・SD 推進室が情報を集約し組織的・体系的に実施する。
- (3) 上記のほか、FD・SD 活動は、本学を取り巻く社会的な状況などを考慮しつつ実施するものとする。

4. FD・SD の効果検証・改善

- (1) 実施方針に基づいた FD・SD 活動の組織的・体系的な実施に向けて、全学及び各組織にて自己点検・評価（FD・SD の内容、方法、実施時期、効果等の適切性について検証）を行う。
- (2) 自己点検・評価の結果を FD・SD 推進室が取りまとめ、検証結果に基づいた改善・向上を図るものとする。

5. FD・SD 情報の収集と発信

- (1) 全学及び各組織が実施した FD・SD については、FD・SD 推進室が一元管理し、本学の WEB サイト等を活用し学内へ広く発信する。

改正

2023 年 5 月

2023 年 10 月

2024 年 5 月